

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 一関市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	全職員：89.7% (医師を除く職員：89.7%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	全職員：103.2% (医師を除く職員：103.2%)
全職員	全職員：82.7% (医師を除く職員：83.1%)

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	全職員：106.0% (医師を除く職員：98.1%)
本庁課長相当職	全職員：101.5% (医師を除く職員：97.5%)
本庁課長補佐相当職	全職員：98.7% (医師を除く職員：97.2%)
本庁係長相当職	全職員：94.2% (医師を除く職員：94.2%)

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	全職員：97.6% (医師を除く職員：98.8%)
31～35年	全職員：90.6% (医師を除く職員：93.6%)
26～30年	全職員：93.9% (医師を除く職員：93.9%)
21～25年	全職員：93.3% (医師を除く職員：93.3%)
16～20年	全職員：87.7% (医師を除く職員：87.7%)
11～15年	全職員：97.0% (医師を除く職員：88.4%)
6～10年	全職員：87.6% (医師を除く職員：91.3%)
1～5年	全職員：82.8% (医師を除く職員：86.0%)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

① 任期の定めのない常勤職員

- ・ 扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は78.3%である。
- ・ 時間外勤務は男性の方が長い傾向にあり、男性一人当たりの時間外勤務手当平均支給額に対する女性の割合は63.0%である。

② 全職員

- ・ 「②任期の定めのない常勤職員以外の職員」よりも、相対的に給与水準の高い「①任期の定めのない常勤職員」の構成比率が、男性職員の方が高いことから差が生じるもの。